

亀山市告示第103号

亀山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成26年亀山市規則第10号)第2条に規定する低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「法」という。)第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を行う機関を第1に、亀山市手数料条例(平成17年亀山市条例第57号)別表第5の2及び別表第5の3に規定する法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、同条例別表第5の2及び別表第5の3に規定する法第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第3に定める。

なお、法第54条第1項各号に掲げる基準への適合性を審査する機関を次のように定める告示(平成26年亀山市告示第77号)は、平成28年3月31日限り廃止する。

平成28年4月1日

亀山市長 櫻井義之

第1 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合しているかどうかの審査を行う機関は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める機関とする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する機関

(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下単に「登録建築物調査機関」という。)。ただし、登録建築物調査機関は業として建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者(以下

「建築物関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

ア 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築物関連事業者がその親法人(会社法(平成17年法律第86号)第879条第1項に規定する親法人をいう。)であること。

イ 登録建築物調査機関の役員(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)にあっては、業務を執行する社員)に占める建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えていること。

ウ 登録建築物調査機関(法人にあっては、その代表権を有する役員)が、建築物関連事業者の役員又は職員(過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。)であること。

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下単に「登録住宅性能評価機関」という。)

2 認定対象が1以外の場合 次のいずれかに該当する機関

(1) 登録建築物調査機関。ただし、建築物関連事業者に支配されているものとして1(1)アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるもの

第2 法第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる認定対象の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複合建築物の住戸部分が認定対象の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 登録建築物調査機関(建築物関連事業者に支配されているものとして第 1 の 1 (1) アからウまでのいずれかに該当するものでないものに限る。) が、法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (2) 登録住宅性能評価機関が、法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証
- (3) 登録住宅性能評価機関が、交付する住宅品質確保法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書(法第 5 4 条第 1 項第 1 号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。)

2 認定対象が 1 以外の場合 次のいずれかに該当する書面

- (1) 1 (1) に該当する書面
- (2) 第 1 の 2 (2) に該当する登録住宅性能評価機関が、法第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして交付する適合証

第 3 簡易な評価方法は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 2 4 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 1 9 号) の第 1 の 1 の 1 - 2 及び 2 の 2 - 1 ただし書きの規定に基づき、建物用途ごとに建物形状、室用途構成等を仮定したモデル建物に対して、認定対象建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデル建物について計算する方法とする。